

小児慢性特定疾病指定医の指定を受けている医師の皆様へ

## 児童福祉法に基づく「小児慢性特定疾病指定医」の更新申請の御案内

指定の有効期間は、指定を受けた日から5年間です。

貴殿の小児慢性特定疾病指定医指定有効期間は令和6年度中に満了しますので、引き続き指定を希望される場合は、更新申請書類を郵送にて御提出いただきますようお願いいたします。

### 1 令和6年度の更新対象者

主たる勤務先の所在地が宮城県内（仙台市を除く）であり、かつ、宮城県が指定した「小児慢性特定疾病指定医」のうち有効期間が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの方

### 2 更新申請の受付期間

#### 現在受けている指定の有効期間満了日以前の12か月以内

※有効期間終期まで更新申請は可能ですが、受付期間終期直前の申請の場合、新しい指定通知書の発送は、有効期間の終期以降となる可能性があります。

※有効期間の終期を過ぎて申請された場合、申請日からの新規申請の扱いとなります。

### 3 指定医の種類と必要書類

小慢指定医の種類と要件 (指定医番号10桁のうち上4桁)	更新申請に必要な書類等
小慢指定医(0401) 専門医資格により小慢指定医の指定を受ける場合	①(小慢)指定申請書兼経歴書(様式第1号) ※改めて専門医に認定されていることを証明する書類の写しを提出する必要はありません。
小慢指定医(0402) 研修修了により小慢指定医の指定を受ける場合	①(小慢)指定申請書兼経歴書(様式第1号) ※改めてオンライン研修を受講する必要はありません。
専門医資格による指定医への変更を希望する場合	①(小慢)指定申請書兼経歴書(様式第1号) ②専門医に認定されていることを証明する書類の写し ※申請日時点で有効なことが確認できるもの(有効期間の記載があるもの)を御提出ください。お持ちの専門医証等に有効期間の記載がない場合は、学会の方に御相談いただき、証明書等を発行してもらってください。

#### <留意事項>

- 氏名、医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更がある場合には、申請書類と併せて医師免許証の写しも添付してください。
- ご事情により小慢指定医の更新を行わない場合は、辞退届の提出をお願いします。
- 各種様式は、宮城県ホームページ(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/syouman-siteii03.html>)からダウンロードできます。

#### 【申請書等提出先・問合せ先】

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課難病対策班  
電話 022-211-2636 (直通)